

「国立メディア芸術総合センター（仮称）」の検討経緯について

平成9年度～ 文化庁メディア芸術祭

- 平成9年度から、優れたメディア芸術作品の発表の機会を提供し、創造性あふれる作品を検証するとともに、これらを鑑賞する機会を提供する「文化庁メディア芸術祭」を毎年開催（これまで計12回開催）。

平成13年度 文化芸術振興基本法

- 平成13年に全会一致で成立した文化芸術振興基本法（議員立法）において、映画、マンガ、アニメ及び電子機器等を利用した芸術（メディアアート等）を「メディア芸術」と定義するとともに、国がその振興を図る旨規定。

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）  
（メディア芸術の振興）

第九条

国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

平成19年2月 文化芸術の振興に関する基本的な方針

- 平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」において、重点的に取り組むべき事項として、メディア芸術の国際的な拠点の整備の検討が掲げられる。

3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項

(1) 重点的に取り組むべき事項

ii) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

(略) アニメ、マンガ、音楽等の「ジャパン・クール」と呼ばれる分野も文化発信の上で重要な役割を担っており、メディア芸術などの新しい文化芸術の国際的な拠点を形成することも検討する必要がある。

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

4. 国際交流等の推進

(略)

- ・ アジアをはじめとする海外の文化芸術創造活動に資するよう、我が国のメディア芸術の創造と発信に関する拠点の形成を図るとともに、広く新しい文化芸術の創造を推進する。

※ 「アジアゲートウェイ構想」（19年5月、アジアゲートウェイ戦略会議決定）、「知的財産推進計画2008」（20年6月、知的財産戦略本部）及び「日本文化への理解と関心を高めるための文化発信の取組について」（21年3月、文化発信戦略に関する懇談会報告）においても同様の記述あり。

平成20年7月～ メディア芸術の国際的な拠点の整備に関する検討会

- 平成20年7月に、メディア芸術の各分野の有識者からなる「メディア芸術の国際的な拠点の整備に関する検討会」を設置。計6回の検討会の議論を踏まえ、平成21年4月に報告書を公表。

平成21年5月29日 平成21年度第1次補正予算成立